

第 1 回選定委員会	
資料 3	2022.12.7

○大牟田・荒尾清掃施設組合一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会条例  
令和 4 年 1 1 月 1 4 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 大牟田・荒尾清掃施設組合一般廃棄物処理施設の整備に当たり、必要な事項を審議するため、大牟田・荒尾清掃施設組合（以下「組合」という。）の附属機関として大牟田・荒尾清掃施設組合一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第 2 条 委員会の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 大牟田・荒尾清掃施設組合一般廃棄物処理施設の整備事業者（以下「事業者」という。）の募集、選定等に係る実施方針に関すること。
- (2) 大牟田・荒尾清掃施設組合一般廃棄物処理施設整備事業（以下「事業」という。）の実施方法の選定に関すること。
- (3) 事業者の募集方法、事業の要求水準及び事業者の選定基準に関すること。
- (4) 事業者及び事業の提案書の審査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が任命する。

- (1) 廃棄物処理等に関する学識経験者
- (2) 組合を構成する市の副市長
- (3) 組合を構成する市の建設担当部局の長
- (4) 組合を構成する市の環境担当部局の長

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委員会の審議が終了し、管理者に答申した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐するものとする。

5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されるまでは、管理者が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員（次条の規定により当該議事に参与することができない委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部又は一部を非公開にすることができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又はこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その議事に参与することができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、大牟田・荒尾清掃施設組合事務局において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。